

ご確認ください！

美容所賠償責任補償制度「出張美容」について

- 出張美容とは、美容所以外で行う美容業務です。美賠責において出張美容は対象外となります。ただし、福祉美容は対象となります。

＜美賠責における福祉美容の取扱いについて＞

美賠責制度における福祉美容とは、政令で規定している「疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合」に準じた理由により美容所以外で業を行う場合のこと、婚礼に参列する者や、演劇・映画の出演者等に対する美容は対象になりません。

なお、都道府県によって条例の内容及び手続きが異なるので、各美容組合にご確認ください。

福祉美容の補償範囲

- 福祉美容を行う際、美容業務における不注意でお客様にケガをさせたり、お客様の衣服を汚した場合、対象となります。
- 預り品に対する事故、顧客の送迎中の事故、政令及び都道府県条例で定められていない福祉美容による事故は対象外となります。

福祉美容で対象となる事故、ならない事故について

対象

- 施術中にハサミでお客様にケガをさせた。
- 薬液の使用を誤り、お客様の身体に損傷を与えた。
- 施術中に、薬液等でお客様の衣服を汚した。
- 施術する施設や、お客様の居宅の床を薬液等で汚した。
- 施術中にお客様の体を動かした際に、不注意によりケガをさせた。
- 施術の補助者（家族、ヘルパー等の付添人等）の衣服を汚した。

など

対象外

- ×顧客の送迎中の事故
(例) 施術の為、別の部屋から車イスのお客様を移動中に不注意でケガをさせた。
※美容業務を行う前の歩行補助による事故のため。
- ×保管物、預り品に対する対物事故
(例) 施術の為、一時的に預かった顧客のメガネを破損させた。
※美容所と異なり、保管の実態が把握できないため。
- ×婚礼等の儀式参列者のための出張美容による事故
- ×政令及び都道府県条例で定められていない美容所以外での美容業務による事故

など



美容室での事故をなくしましよう！

美容所賠償責任補償制度 事故例と事故防止対策

近年、一般消費者の損害賠償の意識も高まり、賠償額も年々高くなっています。事故はお客様にご迷惑をおかけするだけでなく、お店の信用にも関わります。多くの事故はもう少し気をつけていれば防げた可能性があると思われます。また、この制度の対象とならず、お店で賠償しなければならないこともあります。今一度気をつけるよう心がけましょう。

実際に起きた高額賠償事故例

- ヘアカラー施術により被害者の皮膚がかぶれ高額賠償請求となり、かつ弁護士対応となった。
治療費、慰謝料等 1,157,940円。
- 洗髪剤による、広範囲の脱毛、かぶれの発症。事故後、約半年で髪は生えてきたが心身症も悪い、高額の賠償請求となった。
治療費、慰謝料等 5,172,018円。

薬液等による対人事故は、思わぬ高額賠償請求になる場合があります。

過去5年間の多発事故と防止対策

多発事故 パターン1

- ヘアカラー液およびパーマ液による皮膚炎・かぶれ等 (対人事故 件数の50%)
- ヘアカラー液およびパーマ液による衣服汚損 (対物事故 件数の70%)

対 策

ヘアカラーに次いで多いのが、パーマによる皮膚炎・かぶれ等と衣服の汚損です。カラー、パーマ施術の際は、首回りにしっかりとタオルやラップ等を巻くようにしましょう。濡れたタオルはその都度取り替えるようにしましょう。



多発事故 パターン2

- 施設の管理不備・欠陥等による傷害 (対人事故 賠償金額の25%)

対 策

床に散った髪の毛は大変滑りやすいものです。お客様だけでなく、従業員も足を滑らせ手元が狂ったりして、お客様にご迷惑をかけることも考えられます。カットした髪の毛はすぐに取り除いておきましょう。



多発事故 パターン3

- 預り品の紛失・盗難 (対物事故 賠償金額の 7%)
- 顧客の財物破損(メガネ含む) (対物事故 賠償金額の13%)

対 策

お客様の物をお預りした以上は、店が責任を持って適切に保管する義務があります。紛失した場合だけでなく、お預りした物を壊したり傷つけた場合も賠償責任が生じます。預り品は番号札で管理するなどの工夫をして保管することが大切です。



●断毛・脱毛の事故について

お問い合わせが多い事故です。パーマ(特にストレートパーマ)やヘアカラーの施術の際は、事前にお客様の髪の状態を良く確認しましょう。
※仕上がり不良の場合は美賠責制度の対象外です。

裏面の
「出張美容について」
もご覧ください。